

(令和6年度第1回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和6年10月10日（木）

午前10時から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況
- (2) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況
- (3) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況

このことについて、下記のとおり報告します。

記

目的外利用：3件
提 供：17件

【参考】

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年武蔵村山市規則第3号）

（目的外利用等の届出）

第3条 市の機関の長は、法第69条第2項の規定により保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、速やかに保有個人情報目的外利用等届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（審議会への報告）

第9条 市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

- (1) 市の機関における法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供
- (2) 市の機関における法第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

報告事項(2) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

このことについて、下記のとおり報告します。

記

市 長：57件
教育委員会：8件
選挙管理委員会：1件
監査委員：なし
農業委員会：なし
固定資産評価審査委員会：なし

【参考】

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（審議会への報告）

第9条 市長は、次に掲げる事項を取りまとめ、審議会に報告するものとする。

- (1) 市の機関における法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供
- (2) 市の機関における法第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル

を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

報告事項(3) その他

議題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会 長 _____

副会長 _____

【参考】

武蔵村山市個人情報保護審議会規則（平成2年武蔵村山市規則第9号）

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他